

○軽井沢町ホームページ広告掲載要領

平成19年9月28日告示第58号

改正

平成20年1月22日告示第3号

平成27年3月20日告示第7号

軽井沢町ホームページ広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、軽井沢町広告掲載要綱（平成18年輕井沢町告示第74号。以下「要綱」という。）に基づき、軽井沢町が管理する軽井沢町公式ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載位置及び枠数）

第2条 広告の掲載位置及び枠数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 広告の掲載位置 町ホームページトップページ
- （2） 広告の枠数 5枠

（広告の規格等）

第3条 広告掲載枠に掲載する広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 大きさ 縦43ピクセル×横133ピクセル
- （2） 形式 G I F 又は J P E G
- （3） データ容量 10キロバイト以下

2 広告に使用する文字色及び背景色は、コントラストを十分に取り、文字が読みやすくなるよう配慮するものとする。

3 文字、イラスト等の解像度は、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮するものとする。

4 広告の画像A L T属性テキストは、「広告：会社名」とする。

（広告の種類）

第4条 広告掲載枠に掲載する広告の種類は、町ホームページに広告を掲載しようとするもの（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するバナー広告とする。

（広告掲載枠の賃貸及び賃貸借期間）

第5条 町長は、広告取扱業者に対し、広告掲載枠のすべてを要綱第4条第1項第2号に規定する価格で賃貸し、広告取扱業者との契約期間は、原則として1年間とする。

(広告取扱業者の決定)

第6条 町長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第1号及び第167条の2第1項第1号の規定により、広告取扱業者を決定するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告主は、広告取扱業者に対し、広告掲載の申込み等を行うものとする。

(広告の内容)

第8条 広告取扱業者は、軽井沢町広告掲載基準を遵守するとともに、町ホームページという性格を考慮し、地域性及び公共性の高い内容の広告を掲載するよう努めなければならない。

2 広告の内容には、リンク先URL及びALT属性テキストも含まれるものとする。

(広告のリンク先)

第9条 第4条に規定する広告主の指定するリンク先のホームページは、適切な環境下で管理されている当該広告主の公式ホームページとする。ただし、町長は、リンク先のホームページの内容が、各種法令等に違反し、若しくは違反するおそれがあると判断し、又は要綱及びこの要領の規定に基づいていないと判断したときは、リンクさせない又はリンクを解除することができるものとする。

2 広告主の指定するリンク先のホームページは、予告なしにダウンロード、インストール等が開始されてしまうものが含まれていてはならないものとする。

(広告の禁止表示)

第10条 広告掲載枠に掲載する広告の禁止表示は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがある表示（例：「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表示をするラジオボタン等）
- (2) 実際には機能しない表示（例：入力できるように見えるテキストボックス等及び選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等）
- (3) 閲覧者が町に関する情報と錯誤するおそれがある表示（例：「軽井沢町〇〇情報」等の表示、軽井沢町章等の画像使用等）
- (4) 点滅、切替わり等の動きのある表示
- (5) その他広告の表示として適当でないと町長が認める表示

(広告の制限事項)

第11条 町長は、広告の表現及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認めるときは、その内容を制限することができる。

(広告の作成等)

第12条 広告掲載枠に掲載する広告は、広告主又は広告取扱業者が作成するものとする。

2 広告の作成に要する経費は、広告主又は広告取扱業者が負担するものとする。

(広告掲載申請書及び広告の提出)

第13条 広告取扱業者は、広告掲載を開始しようとする日から起算して14日前の日までに、軽井沢町ホームページ広告掲載(変更)申請書(様式第1号)及び作成した広告を町長に提出するものとする。

(広告主及び広告内容の審査等)

第14条 町長は、前条の規定により広告が提出されたときは、当該広告に係る広告主及び広告内容について審査し、広告の引渡しを受けるものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、広告主が軽井沢町広告掲載基準の規定に基づいていないものであると判断したときは、広告の引渡しを受けないものとする。

3 町長は、第1項の審査の結果、広告内容が要綱の規定に基づいていない内容であると判断したときは、広告取扱業者に対し、広告内容の修正を指示するものとする。

4 広告取扱業者は、前項の指示があったときは、広告内容を修正し、町長が指定する日までに修正後の広告を提出しなければならないものとする。この場合において、町長は、再度広告内容を審査し、広告内容が適当であると認めるときは、広告の引渡しを受けるものとする。

(広告の掲載期間及び時期)

第15条 広告を掲載する期間は、1月単位とする。ただし、町長は、複数月の広告掲載申込みがあったときは、第5条に規定する契約期間内を超えない範囲で広告掲載期間を複数月とすることができるものとする。

2 広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として月の初日とする。この場合において、町長は、前条の規定により引渡しを受けた広告を掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に町ホームページの広告掲載枠に掲載するものとする。

3 広告の掲載を終了しようとする日(以下「掲載終了日」という。)は、原則として月の最終日とする。この場合において、町長は、前項の規定により掲載した広告を掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に削除するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日の前日又は掲載終了日が軽井沢町の休日を定める条例(平成元年輕井沢町条例第21号)第1条に規定する休日(以下この条において「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を掲載開始日の前日又は掲

載終了日とするものとする。

(広告内容の変更)

第16条 広告取扱業者は、広告主より複数月の広告掲載申込みがあったときは、広告内容を1月単位で変更できるものとする。

2 第13条の規定は、前項の広告内容の変更について準用する。この場合において同条中「広告掲載を開始」とあるのは「広告内容を変更」と、「作成した広告」とあるのは「変更した広告」と読み替えるものとする。

(掲載済広告内容等の修正)

第17条 広告取扱業者は、広告の内容を修正するときは、軽井沢町ホームページ掲載広告内容修正申請書(様式第2号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、広告を掲載した後において、広告の内容が各種法令等に違反し、若しくは違反するおそれがあると判断し、若しくは要綱及びこの要領の規定に基づいていないと判断し、又はその他広告の掲載を継続することが適当でないと判断したときは、広告取扱業者に対し、いつでも当該広告の内容の修正を求めることができるものとする。

(広告の掲載停止)

第18条 広告取扱業者は、広告の掲載を停止するときは、軽井沢町ホームページ広告掲載停止届出書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(広告取扱業者の責務)

第19条 広告取扱業者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならないものとする。

2 広告取扱業者は、広告の掲載により町及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(広告掲載枠の削除)

第20条 町長は、社会状況の変化等により、広告の掲載を継続することが適当でないと判断したときは、広告掲載枠の全部又は一部を町ホームページから削除することができるものとする。

(賃貸借代金の還付)

第21条 町長は、既に納付された賃貸借代金の返還はしないものとする。ただし、広告取扱業者の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったとき又は賃貸借代金を還付する特別の事由があると町長が認めるときはこの限りではない。

2 次の各号に掲げるときは、前項ただし書の規定は適用しないものとする。

(1) 天災、事変その他非常事態が発生したとき

(2) 機器等の保守又は工事を行うときに町ホームページの運営を一時停止するとき

(3) その他公益上やむを得ないとき

(委任)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月22日告示第3号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第7号）

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の要領の規定に基づいて提出されている申請書は、この要領による改正後の要領の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

様式第1号（第13条、第16条関係）

様式第2号（第17条関係）

様式第3号（第18条関係）